

広報

# おだわら

情報公開特集号

平成元年3月

〒250 小田原市浜詰300番地

編集発行 小田原市総務部行政課

☎33-1298・33-1286(行政情報センター)

## 開かれた市政を目指して 4月1日公文書公開制度がスタート



「校庭のけやきの木」和田夕紀君撮影 都市景観写真コンテスト入選作品

### 市民参加

今、小田原市では、来る二十一世紀への飛躍に向けて、「歴史と文化の香る都市」をキヤッヂフレーズにいろいろな施策を進めています。希望と活力満ちた「歴史と文化の香る都市」は、市民のみなさん一人ひとりに、ふるさと、おだわら。づくりに積極的に参加していくだけなればなりません。

### 開かれた市政

これまで市は、広報おだわら、市勢要覧、市民ガイドブックなどにより、いろいろな機会にさまざま情報を提供してきました。しかし、それは、市の選択した特定の情報の提供という点で、必ずしも十分なものではありませんでした。市民参加を促進し、市民のみなさんにとって、市政をより一層開かれたものにするためには、更に、市の持つている公文書を、市民のみなさんの求めに応じて、公開することが必要であると考えます。

### 公文書公開制度

来る四月から実施することになりました公文書公開制度は、市民のみなさんと、市の公文書の公開を求める権利として保障しようとするものです。この制度を市民のみなさんが活用することにより、市が今どんな仕事をしているのか、どんな仕事をしようとしているのか、今まで以上に知ることができるようにになります。

### 二十一世紀への飛躍

この制度による豊富な情報は、私たちのまち小田原を、二十一世紀に向け、すばらしいものにしていくものと信じております。

## 請求から公開までの手続



この制度により公開請求ができるのは、次の方々です。

- ① 市内に住所のある方
  - ② 市内に事務所・事業所を持っている方
  - ③ 市内に通勤・通学している方
  - ④ 本市に市税を納めている方
  - ⑤ 本市の行政に利害関係のある方

市長部局、教育委員会などの行政委員会・委員と議会の市のすべての機関で実施します。



### 行政情報センター（市役所4階）

項 壴 外 除 用 適

著しく損なつたり、市の内部の検討などに著しい支障が出たり、市の業務事業の公正化・透明化を著しく困難にするおそれのあるものがある。

④ 公開すると、市民生活に著しい支障が出るところ考えられる情報

⑤ 法令の規定により公開することがきない情報

②個人に関する情報

③公開すると、法人などの団体や事業者を営む個人などに明らかに不利益を与えると考えられる事業活動に関する情報

請求しても公開されない公文書は？



集 中 書庫

審查金

公文書公開審査会とは？

公文書公開審査会とは?  
公文書公開審査会は、  
々で構成され、独自に、  
適否について検討し、そ  
るほか、公文書公開制度  
ての審議も行います。

異譜由文丁

公開請求をしたが、公開されなかつたと  
請求のあつた公文書が通用除外事項に該当し、公開できまいと決定したときは、そ  
れを理由で公開できないが、これに反する  
場合は、決定を知つた日の翌日から起算  
して60日以内に議論申立てをあがむこと  
ができる。次に議論申立てがあがむた  
ときは、「小田原市立文書館公開審査会」  
講師ら、この審査会の意見を聽いて、異  
議申立てに対する決定をします。

費用負担

### ① 手数料

② 市民の方や市税を納めている方については五百円ですが、それらの方以外については二千円の料金が必要です。